

自 令和6年12月10日

日間

至 令和6年 月 日

令和6年

第4回

四国中央市議会定例会議案書

(令和6年12月26日追加提案分)

四国中央市

令和6年 第4回 四国中央市議会定例会議案目録

議案番号	件名	頁
議案第101号	四国中央市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	3
議案第102号	令和6年度四国中央市一般会計補正予算(第6号)	13
議案第103号	令和6年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	17

議案第 101 号

四国中央市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

四国中央市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 26 日提出

四国中央市長 篠原 実

四国中央市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(四国中央市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 四国中央市職員の給与に関する条例（平成 16 年四国中央市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 第 1 項中「41 万 5,600 円」を「41 万 6,600 円」に改める。

第 19 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 122.5」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 127.5」を加え、同条第 3 項中「100 分の 68.75」の次に「と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 71.25」を加える。

第 19 条の 4 第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 102.5」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 107.5」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 48.75」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 51.25」を加える。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

(単位：円)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月 額							
定年 前再 任用	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900

短時間勤務職員以外の職員	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000

43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		

82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
94		299,400	347,400					
95		299,700	347,800					
96		300,100	348,200					
97		300,300	348,400					
98		300,600	348,800					
99		301,000	349,200					
100		301,400	349,500					
101		301,600	349,800					
102		301,900	350,200					
103		302,200	350,600					
104		302,500	351,000					
105		302,700	351,500					
106		303,000	351,900					
107		303,300	352,300					
108		303,600	352,700					
109		303,800	353,200					
110		304,200	353,600					
111		304,600	353,900					
112		304,900	354,200					
113		305,100	354,700					
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						

	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額							
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

（単位：円）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	291,400	370,000	426,700
	2	293,700	372,600	428,700
	3	296,000	375,100	430,700
	4	298,200	377,600	432,600
	5	300,300	380,100	434,500
	6	303,800	382,800	436,100
	7	307,300	385,500	437,700
	8	310,700	388,100	439,300
	9	314,100	390,200	440,900
	10	317,600	392,700	442,700
	11	321,000	395,200	444,500
	12	324,400	397,700	446,300
	13	327,800	400,300	448,100
	14	331,300	403,000	449,900
	15	334,700	405,600	451,700
	16	338,100	408,100	453,500
	17	341,500	410,500	455,100
	18	344,600	412,700	457,100

19	347,700	414,800	459,000
20	350,800	416,900	460,900
21	354,000	419,000	462,300
22	357,100	420,500	464,100
23	360,200	422,000	465,900
24	363,200	423,500	467,700
25	366,200	424,900	469,500
26	368,500	426,400	471,300
27	370,800	427,900	473,100
28	373,000	429,300	474,900
29	374,900	430,700	476,700
30	376,600	432,200	478,500
31	378,300	433,700	480,300
32	380,100	435,100	482,100
33	381,900	436,500	483,900
34	383,700	438,000	485,800
35	385,300	439,500	487,700
36	386,700	440,900	489,600
37	388,100	442,300	491,500
38	389,600	443,700	493,200
39	391,100	445,100	495,000
40	392,600	446,500	496,800
41	394,100	447,900	498,400
42	394,800	449,300	500,200
43	395,400	450,700	502,000
44	396,100	452,100	503,600
45	397,000	453,500	505,000
46	397,600	454,900	506,700
47	398,200	456,300	508,500
48	398,800	457,700	510,200
49	399,400	459,100	511,700
50	399,900	460,800	513,000
51	400,400	462,400	514,300
52	400,900	464,000	515,600
53	401,400	465,600	516,600
54	401,800	466,800	517,900
55	402,200	468,000	519,200
56	402,600	469,100	520,500
57	403,000	470,100	521,500

58	403,400	471,100	522,300
59	403,800	472,000	523,100
60	404,200	472,800	523,900
61	404,600	473,500	524,800
62	405,000	474,200	525,600
63	405,400	474,900	526,400
64	405,800	475,500	527,100
65	406,100	476,200	527,900
66		476,900	528,700
67		477,500	529,400
68		478,100	530,300
69		478,400	531,200
70		479,000	532,000
71		479,700	532,900
72		480,400	533,800
73		480,800	534,600
74		481,400	535,500
75		482,100	536,400
76		482,800	537,100
77		483,200	537,900
78		483,800	538,800
79		484,400	539,700
80		484,900	540,600
81		485,400	541,400
82		485,900	542,300
83		486,400	543,200
84		486,900	544,100
85		487,300	544,900
86		487,800	545,800
87		488,200	546,700
88		488,700	547,600
89		489,200	548,400
90		489,800	
91		490,400	
92		490,800	
93		491,300	
94		491,900	
95		492,500	

	96		493,000	
	97		493,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		301,700	344,400	399,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

第2条 四国中央市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第19条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

(四国中央市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 四国中央市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年四国中央市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の170」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

特定任期付職員給料表

(単位:円)

号給	給料月額
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000

別表第2（第8条関係）

第3条任期付職員及び任期付短時間勤務職員給料表

（単位：円）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料月額	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

第4条 四国中央市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

（四国中央市特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 四国中央市特別職の常勤職員の給与に関する条例（平成16年四国中央市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の170」の次に「、12月に支給する場合においては100分の175」を加える。

第6条 四国中央市特別職の常勤職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

（四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例の一部改正）

第7条 四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例（平成20年四国中央市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の170」の次に「、12月に支給する場合においては100分の175」を加える。

第8条 四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の四国中央市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の職員給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の四国中央市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）、第5条の規定による改正後の四国中央市特別職の常勤職員の給与に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）及び第7条の規定による改正後の四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例（次項において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与等の内払）

3 改正後の職員給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の四国中央市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の四国中央市一般職の任期付職員の採用

等に関する条例、第5条の規定による改正前の四国中央市特別職の常勤職員の給与に関する条例又は第7条の規定による改正前の四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の職員給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による給与等の内払とみなす。

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提 案 理 由

現下の社会情勢に鑑み、人事院勧告に準じて職員等の給与を改定するため、関係条例の一部を改正するものである。

議案第 102 号

令和 6 年度四国中央市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 176,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,159,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 26 日提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
20繰越金		千円 2,515,539	千円 176,000	千円 2,691,539
	1繰越金	2,515,539	176,000	2,691,539
歳入合計		46,983,000	176,000	47,159,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		255,675	1,257	256,932
	1 議会費	255,675	1,257	256,932
2 総務費		5,606,810	38,132	5,644,942
	1 総務管理費	4,975,905	29,328	5,005,233
	2 徴税費	296,071	5,908	301,979
	3 戸籍住民基本台帳費	155,611	2,150	157,761
	4 選挙費	143,092	349	143,441
	6 監査委員費	24,840	397	25,237
3 民生費		18,400,733	49,934	18,450,667
	1 社会福祉費	6,336,637	8,694	6,345,331
	2 老人福祉費	4,035,932	1,369	4,037,301
	3 児童福祉費	6,724,930	38,227	6,763,157
	4 生活保護費	1,293,234	1,644	1,294,878
4 衛生費		4,013,297	8,137	4,021,434
	1 保健衛生費	2,052,196	7,441	2,059,637
	2 清掃費	1,961,101	696	1,961,797
6 農林水産業費		1,044,250	5,275	1,049,525
	1 農業費	686,165	4,770	690,935

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 林業費	282,732	253	282,985
	3 水産業費	75,353	252	75,605
7 商工費		989,065	5,168	994,233
	1 商工費	989,065	5,168	994,233
8 土木費		3,565,399	10,342	3,575,741
	1 土木管理費	237,704	4,718	242,422
	4 港湾費	386,163	205	386,368
	5 都市計画費	1,309,145	3,637	1,312,782
	6 住宅費	259,179	1,782	260,961
9 消防費		1,747,004	33,889	1,780,893
	1 消防費	1,747,004	33,889	1,780,893
10 教育費		6,467,443	23,866	6,491,309
	1 教育総務費	411,157	4,507	415,664
	4 幼稚園費	204,385	2,742	207,127
	5 社会教育費	1,192,759	14,625	1,207,384
	6 保健体育費	1,583,855	1,992	1,585,847
歳出	合計	46,983,000	176,000	47,159,000

議案第 103 号

令和 6 年度四国中央市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 6 年度四国中央市公共下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 2 款 下水道事業費用	1,833,000 千円	644 千円	1,833,644 千円
第 1 項 営業費用	1,737,989 千円	644 千円	1,738,633 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 582,048 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,491 千円、過年度分損益勘定留保資金 164,233 千円及び当年度分損益勘定留保資金 402,324 千円」を「不足する額 580,588 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,223 千円、減債積立金 50,532 千円、過年度分損益勘定留保資金 164,233 千円及び当年度分損益勘定留保資金 350,600 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 4 款 資本的支出	1,478,948 千円	△1,460 千円	1,477,488 千円
第 1 項 建設改良費	752,991 千円	△1,460 千円	751,531 千円

第 4 条 予算第 9 条中「96,517 千円」を「95,701 千円」に改める。

令和 6 年 12 月 26 日提出

四国中央市長 篠原 実